

## 『裁判員制度と一票の格差』

今、裁判員制度が話題となっています。

裁判員制度とは、国民が裁判員となり裁判官と共に刑事裁判に参加する制度です。

「国民の司法参加」により、より良い社会の実現を目指しています。

この制度の創設を内容とする「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」（裁判員法）が、平成16年5月28日に公布され、平成21年5月21日にスタートしたことによるものです。

この制度に対する世間の評価は賛否両論有りますが、ウエイトとしては反対派が多数を占めています。

専門家の反対は、「司法への国民参加はあくまでより良い社会の実現にあるのだが、裁判員制度を導入すること自体が目的化してしまっている。いったん実施を凍結して、国民全体であるべき司法の姿を議論した方がよい」（元検事の郷原信郎（現桐蔭横浜大学、法科大学教授））に代表されるように、日本は他の先進国に比べて、裁判員制度を導入する程、司法が身近でない、環境が成熟していないという時期尚早論が多いようです。

また、一般市民の反対としては、「専門的知識を有しない裁判員により適切でない判決が出るのではないか」という素朴なものから、「自分たちの判決で被告人の運命が決まるため責任を重く感ずる」とする、自分が選ばれた立場になってのものが圧倒的に多いようです。

一方、賛成論は、「国民の司法参加により市民が持つ日常感覚や常識を裁判に反映出来る」とするのが主体的です。

私個人としては、制度導入に大賛成です。

というのは、今までの裁判結果をみていて、一般市民として必ずしも納得出来るものばかりではなかったからです。

言い方は悪いが、裁判が専門バカになっていないか、もっと市民感覚を採り入れた常識的な判決をすべきではないか、等の疑問を持っているからです。

だから、裁判員になることにより、自分たちの意見が裁判に反映されることは、すばらしいことだと思っています。また、どのような審理がなされるのか、大変興味の有るところです。

刑事裁判に参加する場合、何に不安を感ずるかアンケート調査では、「専門的知識を持たない自分たちの判断で、被告人の運命が決まることに責任を感ずる」という項目が全体の64.5%だそうです。

これに対して、私は、この制度は刑事裁判に市井の人の常識を導入することが目的だから、選ばれた人は素直に自分の意見を述べればよいと考えます。

ややもすると裁判官による専門バカ（いわゆる法律の文理解釈を重視するあまり円満な社会常識を折込めない法律家）による弊害を市民の常識を導入することにより社会的評価を上げ、引いては司法を市民の身近なものにすることに目的か有る訳だから、あまり力む必要もないし、過度な責任を感じる必要はないのではないかと考えているのです。

むしろ、あまり勉強をし過ぎて専門家してしまつては、その主旨からはずれる訳です。素人の素直さこそが大事です。

よって、もし裁判員が手挙げ方式で選ばれるのなら、積極的に手を挙げていこう、と思つておりましたが、よく考えてみれば、手挙げ方式で一般市民が回を重ねることで、ベテランになってしまつては、「市井の人の常識を司法に活かす」とする私自身が賛成することの主旨に反することになることに気が付いた次第です。

私がかねて、裁判結果に不信をもち大変不満に思っているものの一つに、いわゆる「一票の格差」があります。

これは、刑事事件ではありませんが、主に、国政選挙などで、有権者が投じる票の有する価値の差のことです。

一票の重みの不平等のことです。

選出される議員一人当たりの人口（有権者数）が選挙区によって違うため、人口（有権者数）が少ない選挙区ほど有権者一人一人の投じる一票の価値は大きくなり、逆に人口（有権者数）が多い選挙区ほど一票の価値は小さくなるという、不平等の問題です。

法の下での平等に反するとして各地で訴訟が起きましたが、最高裁判所の判例（判断）は、衆議院の場合で約3倍以上、参議院の場合では約6倍以上の差が生じた場合のみ、違憲ないし違憲状態との判決（判断）です。

私は、これは、もう完全に憲法違反だと思つております。

憲法第14条の「国民平等権」の規定、憲法第43条の「国会議員は全国民の代表者」という規定に反していると思います。

国民が自国の国政を行う代表を選ぶ権利は国民固有の基本的な権利であり、誠に重要な権利です。

その権利が、住む地域によって、他の人の1/3であったり1/6であるなどは不平等なことこの上ない。これを憲法が許すはずがありません。

それを、憲法の番人である裁判官が「よし」とする常識は、一般市民から遠くかけ離れた存在です。

だから私は、裁判員制度は賛成なのです。

受け入れる社会が未成熟だとの意見も解るけれど、まず導入して悪いところは直していけばよい、何事も最初から完璧ではない、と思つているのです。

この件に関して、TMI 総合法律事務パートナーの升永英俊弁護士は、去る5月25日の

朝日新聞グローブで、『一票の格差をなくし、日本を民主主義国家に変える「簡単な方法」』の中で、一票の格差が直らないのは、違憲立法審査権を持つ最高裁が、公職選挙法を違憲、無効としないからだと指摘し、裁判官の国民審査に際し、合憲派と違憲派により審査の結果が変われば、それまで合憲派だった裁判官が意見を変えることも十分あり得るとし、国民審査の重要性を訴えています。

衆議院議員の選挙も間近のようです。同時に行われると思われる裁判官の国民審査では、審判を受ける裁判官が過去に取り扱った裁判事件の判断資料を提供して欲しいものです。

平成 21 年 7 月 1 日

アイクス税理士法人 代表社員 飯田昭夫

Tel054-264-3171 FAX054-264-3180